

令和6年度 高齢者の特殊詐欺被害防止対策！

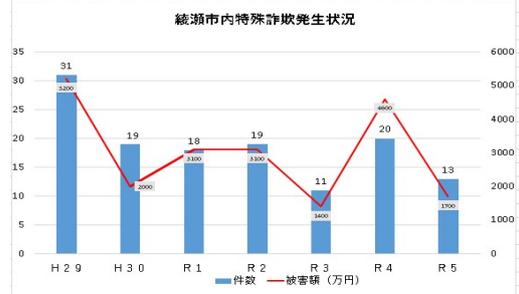
録音機能付き電話機等の

購入費を補助します！



特殊詐欺被害防止対策事業補助金

電話で親族や公共機関の職員等を名乗り、現金やキャッシュカードをだまし取る等の特殊詐欺(振り込み詐欺を含む)から市民の皆様の財産を守るため、令和3年度より迷惑電話防止機能付き家庭用固定電話機(スマートフォンや携帯電話は対象外)の購入費を一部補助する事業を行っています。



補助内容

購入経費に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数は切り捨て)を補助(最大5000円)

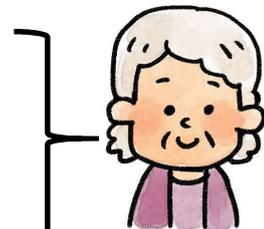
※次の経費等は補助の対象外です。

- ・消費税及び地方消費税
- ・機器の設置費用
- ・ポイント使用分及び加算分

補助を受けられる方

次の条件にすべて当てはまる方

- ① 綾瀬市に居住し、住民基本台帳に登録されている。
- ② 補助金申請した日に、申請者が満70歳以上である。
- ③ 本人及び同一の世帯に属する者が、市税を滞納していない。
- ④ 綾瀬市暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しない。
- ⑤ 同一世帯にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた人がいない。



補助を受ける人

補助の対象機器

次の条件にすべて当てはまる機器

- ① 呼出音が鳴る前に、電話相手に警告する音声を発する機能があり、かつ、通話中に自動的に通話内容を録音する機能がある。
- ② 家庭用固定電話機又は固定電話機に設置する機器である。
- ③ 令和3年4月1日以降に購入した電話機である。



購入した電話機

申請受付期間・申請方法

令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金)

先着順に受け付け、受付期間にかかわらず、予算額に達し次第終了となります。

令和6年度より電子申請に変わりました。右のコードより申請ができます。

窓口で直接申請も可能です。



問い合わせ：綾瀬市 市長室 危機管理課 危機管理担当 (0467-70-5641)

補助金申請から振込までの流れ

1 電話機を購入

対象となる機能が限られます。「振り込め詐欺対策」と書いてあっても、対象機能が違う場合がありますので、必ず対象機器に該当するかよくご確認ください。

2 迷惑電話防止機能の設定

購入した電話機等を設置し、迷惑電話防止機能の設定を行ってください。
審査時に、動作確認として市から電話をかけさせていただきます。



3 補助金の申請

(1) 提出方法

電子申請または危機管理課窓口で直接申請してください。

(2) 提出書類

① カタログ、取扱説明書等購入した電話機等の機能が確認できる書類

② 購入した電話機の領収書又は支払金額が確認できる書類の写し

※商品名・販売店名・領収日・領収額・ポイント使用分、加算分が確認できるもの

③ 補助金の振込み先の口座情報が確認できる書類（通帳等の写し）

※口座番号、名義人の確認できるもの

※電子申請の場合は①～③の書類を写真で添付してください。

※窓口で申請される場合は、①～③の書類をご持参ください。



4 審査・補助金交付（不交付）決定・振込み

申請書の審査を行い、「補助金交付（不交付）決定通知書」を郵送します。

補助金の振込みは、申請時期により、申請から約2ヵ月を要しますのでご了承ください。

その他・注意事項

◎ 転売や補助金取得後返品が発生した場合、補助金の返金が必要となります。

◎ 予算額には、限りがありますので、申請をしても補助金の交付を受けられない場合があります。あらかじめご了承ください。

◎ 機器の機能を使用しても、完全に特殊詐欺を防止できるわけではありません。特殊詐欺を防止するためには、ご自身で最善の注意を払うことが大切です。

【問い合わせ・申請場所】

綾瀬市早川550 綾瀬市役所 危機管理課 危機管理担当（事務棟2階）

電話：0467-70-5641 メール：wm.705641@city.ayase.kanagawa.jp

窓口受付：平日午前8時30分から午後5時まで